

令和3年第3回浜村警察署協議会開催状況

開催日時	令和3年9月22日(水)午後1時30分から午後3時まで	
開催場所	浜村警察署 訓授室	
出席者	委員 (定数4人)	吉村会長、松岡副会長、田中委員、山田委員 以上4人
	警察	永島署長、松本管理官、高木生活安全刑事課長、下坂地域交通課長、警務課員2人、地域交通課員 以上7人
議 事 概 要		
<p>1 挨拶</p> <p>(1) 会長挨拶 いまだ新型コロナウイルス感染症がなかなか収束しないが、当地域は比較的安心して暮らせているのではないかと感じている。これも、ひとえに警察署員の皆様方の日頃の見回り活動のおかげだと感謝している。</p> <p>(2) 署長挨拶 先般開催された東京2020オリンピック競技大会警備には、当署からも署員が東京に派遣された。オリンピック警備に当たり、派遣前に様々な訓練を重ね、無事任務を完遂し、帰県した。東京都内は、新型コロナウイルス感染者が、1日5,000人を超える日もあった緊急事態宣言下であり、見えないウイルスと戦いながら、オリンピック警備に従事した職員が活動状況を説明させていただく。</p> <p>2 管内概況説明</p> <p>(1) 生活安全刑事課関係 担当課長から、令和3年8月末までの刑法犯認知、検挙状況等について説明があった。 委員からの主な質疑等とそれに対する警察の回答は次のとおりであった。 委員： 窃盗に関する検挙の初犯と再犯の割合はどうか。 警察： 割合は、再犯が多い。万引きに関しては、生活に困窮してというよりも、盗むことにスリルを感じ、繰り返している。 高齢者も再犯傾向がある。 委員： 似顔絵を担当している係は、各署にあるのか。 警察： 各署に鑑識係があり、主に鑑識係が作成している。 委員： 被害品は、最終的には被害者に戻すのか。 警察： 警察が被害品を押収した場合、被害の裏付けをした後、被害届を受けた上で還付する。</p> <p>(2) 地域交通課関係 担当課長から、令和3年8月末までの交通事故発生状況等について説明があった。</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 生活安全刑事課関係 特殊詐欺被害未然防止対策の推進について担当課長から説明を行った後、次のとおり協議が行われた。 委員： A T Mの利用限度額は、銀行によっては年齢により上限が設けられていたと思う。 警察： 委員の言われるとおりである。警察としても、利用者に窓口で限度額を下げる手続ができることを教示している。 委員： A T Mでの携帯電話使用注意の広報について、詐欺被害を水際で阻止するためには、A T Mの前で電話を利用している人がいれば様子を見てもらうなど、金融機関等の協力が大事だと思う。 特殊詐欺被害に関して、家族に限らず、高齢者にとって身近なデイサー</p>		

ビス職員や高齢者施設職員に話してもらうように広報してはどうか。高齢者の話から、詐欺疑いの話を聞けば、警察に引き継ぐことができる。

委員： 防犯講習は、各地区公民館で行っているのか。

警察： 公民館等から依頼を受け、生活安全係が対応をしている。

委員： 詐欺被害防止のチラシは、全戸配布しても他の配布物に紛れてしまうこともある。高齢者施設などで直接伝えてもらうのが良いと思う。

警察： これまでもマスク、ティッシュに注意喚起の印刷をしたものを活用する等して広報している。今後も工夫して広報したい。

(2) 地域交通課関係

交通死亡事故ゼロ及び交通事故総数抑止を目的とした各種施策の推進並びに警ら活動やふれあい活動を中心とした地域住民に安心感を与える地域活動の推進について担当課長から説明を行った後、次のとおり協議が行われた。

委員： 駐在所の巡回連絡の回数について、目安はあるか。

警察： おおむね年に1回としているが、新型コロナウイルス感染症の情勢や駐在所の勤務形態によって目安どおりにいかないこともある。パトロールカードを活用し、巡回連絡を待っておられる住民が不安を感じないようにしている。

委員： 自治会に入っておられる一般住宅だけでなく、自治会に入っておられないアパートの巡回連絡をしていただくと安心できる。

警察： アパートは一般の世帯より出入りが頻繁で、駐在所としても把握すべき対象であると認識している。

4 東京2020オリンピック競技大会警備活動状況説明

地域交通課員が、活動状況の説明を行った。

5 その他

次回協議会は、令和3年12月頃に開催予定である。